

令和5年(2023年)8月4日

鎌倉市長 松尾 崇 様



鎌倉市生活環境整備審議会

会長 岡山 朋子



鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について (答申)

令和4年(2022年)11月16日付け鎌環施第361号をもって諮問がありました、鎌倉市名越中継施設整備基本計画は、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、市の安定的なごみ処理体制の主要な役割を担うごみ中継施設整備に係る基本的な方向性、必要な事項等を定める計画です。

「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月29日環境省発出)においても指摘されたとおり、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しており、国が示す方向性や市の廃棄物処理施策の展開等を踏まえ、鎌倉市生活環境整備審議会条例に基づき、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添「鎌倉市名越中継施設整備基本計画(案)」のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので答申いたします。

なお、本審議会における審議過程において、各委員から貴重な御意見や御指摘、御提案がありましたので、答申に合わせて、特に意見を付すことといたしました。当該施設の整備に当たっては、十分に配慮されますよう希望いたします。

1 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けた3Rの取組の推進について

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、基本理念として「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を掲げています。その実現に向け、3Rの取組を推進することは循環型社会の形成のみならず、新たに焼却施設を建設しないことを選択した鎌倉市が安定的なごみ処理を継続する上で必要不可欠と考えます。新たなごみの減量・資源化方策の実施を含め、引き続き3Rの取組を積極的に推進することを期待します。

2 市民の十分な理解と協力の確保について

当該施設の整備に当たっては、周辺環境の負荷軽減に十分配慮するとともに、地域住民との協議を重ね、導入機能の選定等を行うことが求められます。また、施設整備に併せて、ごみの排出方法等に変更が生じる場合には、市民に十分説明し、理解を得ながら進める必要があると考えます。

3 安定的なごみ処理体制の構築

一般廃棄物の処理責任は市にあり、広域処理の実施に当たっては、施設トラブル発生時、通常災害時、非常災害時においても安定的かつ適切にごみ処理が継続できるよう、様々なケースを想定し、平常時から体制構築に努めるとともに、鎌倉市災害廃棄物処理計画の見直し、事業継続計画(BCP)やマニュアル等の作成を進める必要があると考えます。

また、収集運搬体制についても、当該施設周辺の交通環境負荷軽減に配慮し、関係機関等と十分な協議を進める必要があると考えます。

